

**固定資産税
償却資産の申告について**

毎年1月1日現在、農業・漁業、会社や個人で工場・商店などを経営される方で、その事業に用いる機械・器具・備品等の償却資産をお持ちの方は、毎年1月31日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに市町村長に申告することが義務づけられています。（地方税法383条）
※事業を廃止・休業された場合も申告は必要です。

■提出の期限／
平成21年2月2日(月)

■提出先／

税務課課税第2班

各総合支所・出張所

郵送される場合で、受付印を押してある償却資産申告書（申告控）の返送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を必ず同封してください。

なお、前年度以前から申告している方には、平成20年度に申告した償却資産が印刷されている償却資産一覧表を送付しています。今回が初めてとなる方は申告書を送付させていただきますので、ご連絡ください。

また、ご不明な点、詳しい

内容は、税務課課税第2班までお問い合わせください。
◎平成20年度の税制改正について

※税制改正に伴い減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部が改正されました。平成21年度償却資産の申告の際はご留意をお願いします。

なお、取得時にさかのぼり改正後の耐用年数を適用して再計算するものではありませんので、ご注意ください。

◎注意点

※固定資産税の償却資産は確定申告の減価償却とは別の申告となります。

※申告書受付後、国税申告書（確定申告）等の調査により修正申告をしていただく場合がありますのでご注意ください。

なお、申告書の発送につきましては、12月下旬を予定しています。

■問い合わせ／

税務課 課税第2班

☎0820(74)1008

(直通)



**農業委員会委員選挙人名簿の
登載申請について**

農業委員会委員の選挙人名簿は、選挙管理委員会が有権者（農業従事者）からの申請に基づいて毎年1月1日現在により、その選挙資格を調査し、調製することとされています。

このように毎年一定時期を基準として選挙権を有する者を登録し、名簿確定後は一定期間据え置いて、その期間に行われる農業委員会の委員に関するすべての選挙に用いられる選挙人名簿のことを「定時調製名簿」といいます。

今回作られる名簿にのっていないと、今後1年間は農業委員会の委員に関する選挙への投票やリコールの請求もできませんので、該当される方（周防大島町に住所を有する年齢満20歳以上で10アール以上の農地を耕作されている方など）は、この広報と同時に配布されている農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を平成21年1

月9日(金)（申請期限は毎年1月10日とされていますが、1月10日が土曜日に当たするため）までに農業委員会（久賀庁舎内）へ提出してください。（お近くの行政連絡員さんや各総合支所・出張所を通じて提出されてもけっこうです。行政連絡員さんを通じて提出される場合は1月6日(火)までに行政連絡員さんへ提出してください。）

なお、国会議員の選挙や県、町の議会の議員や長の選挙の際に使われる選挙人名簿は、農業委員会委員の選挙人名簿とは違って、住民基本台帳に基づいて、選挙管理委員会が調製、保管する名簿です。いったん登録されると、他の市町村に転出して4箇月を経過したとき、死亡したとき以外には抹消されることがなく、永久に有効なため「永久選挙人名簿」とも呼ばれます。

■問い合わせ／

農業委員会 ☎0820(79)1002

選挙管理委員会 ☎0820(74)1000

年末年始 休業・営業のご案内

○潮風呂保養館

☎0820(79)0021

・休業日 12月30日(火)、1月6日(火)
・マイクロバスの運休
12月29日(月)～1月4日(日)

○竜崎温泉潮風の湯

☎0820(77)1234

・休業日 12月29日(月)、1月6日(火)
※12月31日(水)は午後5時までの営業
・マイクロバスの運休
12月31日(水)～1月5日(月)

○竜崎温泉温水プール

☎0820(77)1234

・休業日 12月29日(月)～1月3日(土)
・マイクロバスの運休
12月31日(水)～1月5日(月)

○片添ヶ浜温泉遊湯ランド

☎0820(78)2226

・休業日 12月30日(火)～31日(水)、
1月2日(金)

※元旦は初湯につかり、初日の出を眺めていただくため、午前7時から午後2時まで営業します。また、先着順にぜんざいを無料サービスします。

○星野哲郎記念館

☎0820(78)0365

・年末年始も休まず開館します。
※12月31日(水)も開館します。